

○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別紙 1（第 4 条関係）無線局の局種別審査基準 [第 1～第 6 略] 第 7 船舶局 [1 略] 2 通信事項及び通信の相手方は、次の条件に適合するものであること。 [(1)・(2) 略] [削る]</p> <p>[3 略] 4 削除</p> <p>[5～11 略] 12 法第 34 条の義務船舶局等 (1) 施行規則第 28 条第 1 項ただし書きの規定により法第 33 条に基づき備えなければならない機器に代えることができるものは、次のとおりとする。 [ア～ウ 略] エ 施行規則 28 条第 2 項の規定により、当該義務船舶局のある船舶の航行区域に応じて、当該船舶を運航するために必要な陸上との間の通信を行うことができる機器（以下「一般通信設備」という。）の範囲は、次のとおりであり、常に通信の相手方となる陸上に開設する無線局（人工衛星局の中継により海岸地球局又は携帯基地地球局と通信を行うもの）<u>にあつては当該人工衛星局の通信圏内を航行する場合にのみ認めるものとする。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。</u> [(ア)・(イ) 略] (ウ) 船舶地球局の無線設備 [A 略] [削る] <u>B</u> [略] (エ) 携帯移動地球局の無線設備</p>	<p>別紙 1（第 4 条関係）無線局の局種別審査基準 [第 1～第 6 同左] 第 7 船舶局 [1 同左] 2 通信事項及び通信の相手方は、次の条件に適合するものであること。 [(1)・(2) 同左] <u>(3) 通信事項に電報の託送に関する事項又は電気通信業務の通信が含まれているときは、通信の相手方には、一般海岸局、免許人加入団体所属の海岸局又は電気通信業務を行う船舶局があること。</u> [3 同左] 4 <u>電報の託送を行うものについては、船舶託送発受所が確実に開設される見込みのものであること。</u> [5～11 同左] 12 法第 34 条の義務船舶局等 (1) 施行規則第 28 条第 1 項ただし書きの規定により法第 33 条に基づき備えなければならない機器に代えることができるものは、次のとおりとする。 [ア～ウ 同左] エ 施行規則第 28 条第 2 項の規定により、当該義務船舶局のある船舶の航行区域に応じて、当該船舶を運航するために必要な陸上との間の通信を行うことができる機器（以下「一般通信設備」という。）の範囲は、次のとおりであり、常に通信の相手方となる陸上に開設する無線局（人工衛星局の中継により海岸地球局又は携帯基地地球局と通信を行うもの）<u>にあつては当該人工衛星局の通信圏内を航行する場合にのみ認めるものとする。</u> [(ア)・(イ) 同左] (ウ) 船舶地球局の無線設備 [A 同左] <u>B インマルサット F 型</u> <u>C</u> [同左] (エ) 携帯移動地球局の無線設備</p>

[A・B 略]

[削る]

C [略]

(オ) 陸上移動局の無線設備

設備規則第 3 条第 1 号に規定する携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備であって、基地局との通信が常時可能なもの(平水区域に限る。)

(カ) 簡易無線局

設備規則第 54 条に規定する無線設備(管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合に限る。)

オ 施行規則第 28 条第 1 項第 3 号(1)(二)に規定する中短波帯の無線設備は、施行規則第 28 条の 5 第 1 項第 3 号により中短波帯及び短波帯の電波を使用する無線設備(デジタル選択呼出装置、無線電話及びデジタル選択呼出専用受信機が可能なものに限る。)を備え、施行規則第 28 条第 1 項第 3 号(4)(七)に規定するインマルサット人工衛星局の通信圏の範囲内であり、船舶安全法第 4 条第 1 項の規定により認められる場合は備えることを要しない。

[(2)~(7) 略]

(8) 空中線系は、次の条件に適合するものであること。

[ア~オ 略]

カ 一般通信設備として備えるインマルサット携帯移動地球局設備(インマルサット GPS 型に限る。)については、次の条件を満足するものであること。ただし、20 トン未満の船舶及び船舶の室内の操作により常時通信が可能であると認められる場合は、この限りでない。

[(ア)・(イ) 略]

[(9) 略]

[第 8~第 12 略]

第 13 船舶地球局

[1~6 略]

7 義務船舶局のある船舶に開設される船舶地球局であって、搭載するインマルサット船舶地球局の無線設備、施行規則第 28 条の 5 第 3 項の規定により、予備設備として備えるインマルサット船舶地球局の無線設備(以下「予備設備」という。)又は施行規則第 28 条第 7 項に規定するインマルサット高機能グループ呼出受信の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備のうち、少なくとも一を備えるものについては、以下の基準に適合するものであること。

[(1)~(3) 略]

[A・B 同左]

C 設備規則第 49 条の 23 の 2 に規定する無線設備(以下「スラヤ衛星携帯電話」という。)

D [同左]

(オ) 陸上移動局の無線設備

設備規則第 3 条第 1 号に規定する携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備であって、基地局との通信が常時可能なもの(沿海区域を航行区域とする船舶であって、平水区域から当該船舶の最速力で 2 時間以内に往復できる区域において海上運送法(昭和 24 年法律第 187 号)第 2 条第 4 項に規定する旅客定期航路事業又は同法第 21 条第 1 項に規定する旅客不定期航路事業の用に供する船舶の義務船舶局に係るものを除く。)

[新設]

オ 施行規則第 28 条第 1 項第 3 号(1)(二)に規定する中短波帯の無線設備は、施行規則第 28 条の 5 第 1 項第 3 号により中短波帯及び短波帯の電波を使用する無線設備(デジタル選択呼出装置、無線電話及びデジタル選択呼出専用受信機が可能なものに限る。)を備え、施行規則第 28 条第 7 項に規定するインマルサット人工衛星局の通信圏の範囲内であり、船舶安全法第 4 条第 1 項の規定により認められる場合は備えることを要しない。

[(2)~(7) 同左]

(8) 空中線系は、次の条件に適合するものであること。

[ア~オ 同左]

カ 一般通信設備として備えるスラヤ衛星携帯電話及びインマルサット携帯移動地球局設備(インマルサット GPS 型に限る。)については、次の条件を満足するものであること。ただし、20 トン未満の船舶及び船舶の室内の操作により常時通信が可能であると認められる場合は、この限りでない。

[(ア)・(イ) 同左]

[(9) 同左]

[第 8~第 12 同左]

第 13 船舶地球局

[1~6 同左]

7 義務船舶局のある船舶に開設される船舶地球局であって、搭載するインマルサット船舶地球局の無線設備、施行規則第 28 条の 5 第 3 項の規定により、予備設備として備えるインマルサット船舶地球局の無線設備(以下「予備設備」という。)又は施行規則第 28 条第 9 項に規定するインマルサット高機能グループ呼出受信の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備のうち、少なくとも一を備えるものについては、以下の基準に適合するものであること。

[(1)~(3) 同左]

[8 略]

[別図 略]

[第13～第26 略]

別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準

第1 航空海上関係

[1 略]

2 一般業務用（通信事項が海上運送事業に関する事項又は海洋の観測に関する事項の無線局の場合に限る。）

(1) 船舶局

[ア 略]

イ 通信の相手方は、次の範囲であること。

[(ア)～(カ) 略]

[削る]

[ウ 略]

(2) 海岸局（旅客定期航路事業、一般旅客定期航路事業、貨物定期航路事業、貨物専用定期航路事業、旅客不定期航路事業、一般不定期航路事業及び貨物専用不定期航路事業に限る。）

旅客定期航路等事業者（海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条の一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第20条の貨物定期航路事業の登録を受けた者、同法第20条の2の貨物専用定期航路事業の届出を行った者、同法第21条の旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第22条の一般不定期航路事業の登録を受けた者及び同法第23条の貨物専用不定期航路事業の届出を行った者をいう。以下同じ。）が開設する海岸局の審査は次の基準により行う。

[ア～カ 略]

[3～5 略]

6 一般業務用（通信事項がスポーツ・レジャーに関する事項の無線局の場合。(3)において同じ。）

(1) 海岸局

[ア・イ 略]

ウ 旅客定期航路等事業者の船舶の船舶局等を通信の相手方にする場合は、通信事項に船舶の航行に関する事項が含まれていること。

エ～カ [略]

[(2)・(3) 略]

7 一般業務用（通信事項が漁業通信に関する事項の無線局の場合に限る。）又は公共業務用（通信事項が漁業指導監督に関する事項の無線局の場合に限る。）

[(1) 略]

(2) 海岸局

[ア～エ 略]

オ 旅客定期航路等事業者の船舶の船舶局を通信の相手方にする場合は、通信事項に船舶の航行に関する事項が含まれていること。

カ～サ [略]

[8 同左]

[別図 同左]

[第13～第26 同左]

別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準

第1 航空海上関係

[1 同左]

2 一般業務用（通信事項が海上運送事業に関する事項又は海洋の観測に関する事項の無線局の場合に限る。）

(1) 船舶局

[ア 同左]

イ 通信の相手方は、次の範囲であること。

[(ア)～(カ) 同左]

(キ) 電報の託送を行う一般海岸局又は船舶局

[ウ 同左]

(2) 海岸局（旅客定期航路事業に限る。）

旅客定期航路事業者（海上運送法第3条第1項の一般旅客定期航路事業の許可を受けた者及び同法19条の3第1項の特定旅客航路事業の許可を受けた者をいう。）が開設する海岸局の審査は次の基準により行う。

[ア～カ 同左]

[3～5 同左]

6 一般業務用（通信事項がスポーツ・レジャーに関する事項の無線局の場合に限る。(3)において同じ。）

(1) 海岸局

[ア・イ 同左]

[新設]

ウ～オ [同左]

[(2)・(3) 同左]

7 一般業務用（通信事項が漁業通信に関する事項の無線局の場合に限る。）又は公共業務用（通信事項が漁業指導監督に関する事項の無線局の場合に限る。）

[(1) 同左]

(2) 海岸局

[ア～エ 同左]

[新設]

オ～コ [同左]

[(3)~(6) 略]
[8~22 略]
[第2~第5 略]

[(3)~(6) 同左]
[8~22 同左]
[第2~第5 同左]

附 則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。